

返金規定

求職者が、雇用契約締結日より 3 ヶ月以内の期間内に、求職者の自己都合により退職した場合、弊社は、紹介先法人から受領した紹介料のうち、下記の割合に相当する額を、紹介先法人の指定する金融機関の口座に振り込む方法で返金するものとする。

但し、紹介先法人は、求職者の退職日から 1 ヶ月以内に退職した旨を書面(電子メールを含む。以下、同じ。)で弊社に伝えるものとし、求職者の退職日から 1 ヶ月を超えても連絡しなかった場合は返金されないものとする。

入社から 1 ヶ月未満 80%

入社から 2 ヶ月未満 50%

入社から 3 ヶ月未満 20%

2026 年 6 月 1 日作成